

令和7年度

センター名

鈴鹿第2地域包括支援センター

事業計画書(案)

令和7年3月

1 総則

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

(1) 組織・運営

令和7年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	・内部会議にてセンター職員との協議を経たのちに管理者が事業計画を作成、その後法人本部に事業計画を起案し、理事長による決済を得る。
この事業計画の進捗管理手法	・毎月行う内部会議にて事業計画の進捗管理をセンター職員全員で実施する。さらに、鈴鹿市長寿社会課、広域連合、そして基幹型地域包括支援センターから常時助言を求められる体制を取る。
公平性、中立性を確保するための体制	・公益性の観点から、居宅介護支援事業所や民生委員等を含む関係機関との意見交換を密に行い、地域の実情にあった公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を行う。
組織マネジメント体制	・法人の管理会議にて委託仕様書に則ったセンター運営の進捗を他の管理者と共に理事長にも報告を行う。
個人情報保護体制	・個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書(広域連合提出書類、様式第4条第1項及び第2項、第5条第1項関係)を順守する。
苦情処理体制	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(広域連合提出書類、第3号)を順守する。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(社会福祉士)[1]人、保健師[1]人、社会福祉士[2]人、主任介護支援専門員[1]人、介護支援専門員[1]人
職員の研修等実施計画	・住民の多様なニーズに対応できる職員育成が出来るよう、年間を通じて法人内外を問わず様々な団体が運営する幅広い研修を受講する。
専門職間の連携体制	・毎朝の朝礼での申し送り。 ・月1回の内部会議を通じての職員間の連携強化。 ・月1回のエリアマネジメント制による担当圏域のネットワークや地域課題の情報共有

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	・日々のケースワークの実践 ・民生・児童委員協議会との連携 ・地域作り協議会との連携 ・生活支援コーディネーターと連携 ・圏域事業所等との意見交換
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和6年9月末日現在 総人口 31,872 人 高齢者人口 65歳以上人口 8,399 人 うち、75歳以上人口 4,600 人 高齢化率 26.35 % 75歳以上比率 14.43 %
地域資源の状況	・圏域の医療・福祉関係者だけでなく、民生・児童委員協議会や地域づくり協議会等の住民主体の活動とのかかわりの中で、より社会資源の把握を進めていく。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	・民生・児童委員協議会との連携強化。 ・圏域内のサロン団体との連携強化。 ・民生委員や生活支援コーディネーターからのヒアリングによる圏域内の社会資源の可視化。 ・圏域内の介護サービス事業所との連携強化、ITを通じた連携の促進。 ・岡田団地と国府台との関係構築

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・「断らない相談援助」を意識し、幅広い相談に乗れるワンストップ相談窓口となる。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議による連携強化(年4回) ・地域密着型施設運営推進会議への出席
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	・個別事例を通じた連携(随時) ・登録医会への参加(年12回) ・在宅医療・介護連携支援センターとの連携(随時)
		3 地域自治組織とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・民生委員を通じた住民組織へのアプローチ ・まちづくり協議会との連携強化 ・在宅医療セミナーの開催(地域づくり協議会と協働)
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・民生・児童委員協議会定例会への参加
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	・生活支援コーディネーターとの連携(随時) ・サロン交流会への参加 ・国府地区サロン連絡協議会への参加
		6 当事者組織とのネットワーク	・生活支援コーディネーターとの連携(随時)
		7 ボランティア団体とのネットワーク	・オレンジカフェへの参加 ・スローショッピングへの参加
		8 生活支援コーディネーターとの連携	・エリアマネジメントによる地域情報のフィードバックによる連携(随時) ・ケアマネ支援会議による連携(年4回) ・第2層生活支援コーディネーター会議への参加(年2回)
		9 高齢者福祉分野以外との連携	・個別事例を通じた連携(随時)
		10 その他のネットワーク	・居住確保要配慮者の課題解決に向けた、高齢福祉に理解のある大家さんとの連携(随時) ・居住確保要配慮者の課題解決に向けた、保証会社斡旋に伴う不動産仲介業者との連携(随時)
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	・住民や関係機関からの情報を元に、迅速に実態把握を実施。
		2 地域住民からの情報収集	
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・見守りマグネットの配布 ・圏域地区市民センターでの案内掲示 ・個別ケースを通じた病院・薬局での案内掲示 ・圏域セブンイレブンとの連携
		2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	・転送電話による24時間相談対応の実施 ・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・民生・児童委員協議会定例会での周知
		3 緊急時の連絡体制の構築	・社用スマホの活用、職員に対するメール発信 ・緊急度に応じた行政担当者との情報共有
		4 幅広い年代への周知方法	・地区市民センター窓口でのケアラー支援ツールの掲示

④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	・住民や関係機関からの情報を元に、迅速に相談対応できる体制を取る。
		2 個別ケースのアセスメント	・世帯全体へのアセスメントを行う事で、介護以外の生活課題の把握にも努める。
		3 個別ケースの管理・共有	・相談援助台帳への登録による情報共有
		4 相談内容の傾向分析	・困難事例の傾向分析と、必要とされる社会資源についての考察(圏域会議にて協議を行う)
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	・住民や関係機関からの情報を元に、迅速に相談対応できる体制を取る。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	・月1回の内部会議での情報共有。 ・気軽に課員が相談し合える職場環境の構築。 ・専門職ネットワークの活用
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	・分離保護の可能性がある事例の報告 ・成年後見制度の市町申立てを視野に入れた事例の情報共有
		4 障がい分野との連携体制	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議での連携(精神保健分野年1回) ・精神障がい者アウトリーチ推進事業の活用
		5 子育て分野との連携体制	・個別事例を通じた連携(随時)
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	・民生・児童委員や地域づくり協議会との関わりの中で把握 ・ケアマネ支援会議での専門職による協議(年4回) ・生活支援コーディネーターとの関わりの中で把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	
⑦複合的な課題を持つ世帯への支援	5(1)ア(カ)	1 相談内容の把握・分析・整理	・ステップファミリー等、多問題家族についてはジェノグラムを作成し、世帯全体のアセスメントを行い、時系列でみた先のライフイベントや家族システムの変容に備え、それぞれの課題に対する先を見据えた支援チームを編成している。
		2 関係機関との連携	・個別ケア会議での対応を基本としつつも、必要に応じて重層会議へ上げることも検討する。
その他、総合相談支援にかかる取組		1 若年性認知症の支援	・民生・児童委員や地域づくり協議会との関わりの中で早期の把握。 ・精神障がい者アウトリーチ推進事業の活用

介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
----------------------	--

この事業の実施方針	・家族介護者への支援を通じて、在宅生活を支える基盤を構築する。さらに介護者自身にとっても介護を我が事化させる事で、介護者自身の自助を高める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)、 (ク)	1 予防的な取組	・介護者の集いの開催(年1回)
		2 平常時の窓口の整備、地域 包括支援センターのPR	・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・見守りマグネットの配布 ・圏域地区市民センターでの案内掲示 ・個別ケースを通じた病院・薬局での案内掲示 ・圏域セブナイレブンとの連携
		3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	・転送電話による24時間相談対応の実施 ・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回)
		4 緊急時の連絡体制の構築	・社用スマホの活用、職員に対するメール発信 ・緊急度に応じた行政担当者との情報共有
		5 幅広い年代への周知方法	・地区市民センター窓口でのケアラー支援ツールの掲示
その他、家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	・積極的権利擁護の推進が図れるよう、具体的介入だけでなく啓発にも力を入れる。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握 2 成年後見制度等の活用へのつなぎ 3 ケース検討による地域特性の分析	・世帯全体へのアセスメントを行う事で、先を見越した権利擁護の必要性を判断する ・民事法律扶助や成年後見制度利用促進事業を活用した司法書士等との連携(随時) ・圏域内の対応ケースの累積
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 虐待事例の把握 2 虐待事例があった場合の対応 3 緊急時の連携施設の確保	・見守りネットワーク等との連携による把握(随時) ・介護支援専門員からの把握(随時) ・警察・消防との連携による把握(随時) ・市、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿った対応を行う(随時) ・市との協議の上での緊急一時保護の実施
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 支援困難事例の把握 2 支援困難事例への対応	・見守りネットワーク等との連携による把握(随時) ・介護支援専門員からの把握(随時) ・警察・消防との連携による把握(随時) ・専門職ネットワークの活用による多方面からの考察と介入(随時)
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携 2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	・個別事例を通じた連携(随時) ・社会福祉士ワーキングの情報共有 ・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) ・圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKSのグルーptーク運用
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催 2 権利擁護に関するその他の啓発活動	・権利擁護シンポジウムの開催(年1回) ・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
その他、権利擁護にかかる取組		1 終活の推進 2 悪徳商法等の情報配信	・遺言、任意後見制度、死後事務委任契約等、自身の自己決定による終活の推進(随時) ・圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKSのグルーptーク運用

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・介護支援専門員への後方支援を行いつつ、地域の様々なインフォーマル社会資源の可視化を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援 3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援 4 地域住民への取組み	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議での連携(年4回) ・地域ケア会議の開催(随時) ・ケアマネ支援会議での連携(年4回) ・圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKSのグループトーク運用 ・個別事例の協働を通じた支援の可視化、成功モデルの蓄積による連携強化。 ・個別ケア会議への地域住民の参加の促進。
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置 2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】 3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言 4 制度・施策に関する情報提供	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議(年4回) ・ケアマネ支援会議を通じた情報提供(年4回) ・福祉情報ツールの配布(随時)
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席	・個別事例を通じた連携(随時)
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 地域のインフォーマルな社会資源の可視化 2 地域サロンと専門職との意見交換会	・ケアマネ支援会議を通じた情報提供(年4回) ・地域ケア圏域会議にて毎年定期開催

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名	鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度	

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5/13 (火)	第17回 ケアマネ支援鍵会議 事例検討会 事例提供：調整中	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
6月			
7月	自立支援型地域ケア会議 ※開催日は未定	圏域内で介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うケアマネ	
8/19 (木)	第18回 ケアマネ支援鍵会議 研修 成年後見制度とCMさんにしてほしい事 講師 司法書士 岡村光洋氏	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
9月			
10月			
11/18 (火)	第19回 ケアマネ支援鍵会議 事例検討会 事例提供：調整中	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
12月			
1/20 (火)	第20回 ケアマネ支援会議 研修 生活保護の基本と身寄り無し人の対応 講師 鈴鹿市生活保護課	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
2月	自立支援型地域ケア会議 ※開催日は未定	圏域内で介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うケアマネ	
3月			

2-(1) 包括的支援事業
エ 地域ケア会議関係業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	・地域ケア会議によって地域で生活する上での福祉課題を共有し、解決に向けた検討をすることによって地域づくりへと結びつけることが出来るように取り組んでいく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施	・随時開催
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	・地域ケア会議の結果をケアマネ支援会議で情報共有する(随時)
		3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有	・年2回
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	・個別事例を通じて把握した地域課題を元に設定
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	・個別会議、圏域会議を整理し把握
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	・関係機関との協働による解決に向けた取り組みへの協力
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	・鈴鹿市の要請により参加協力
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	・広域連合の定める方法により報告
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	・民生・児童委員定例会での情報共有(随時) ・ケアマネ支援会議にて情報を共有(年4回)
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	・必要に応じて出席(随時)
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	・民生・児童委員定例会での情報共有(随時) ・ケアマネ支援会議にて情報を共有(年4回)
		3 ケース選定の方法	・ケアマネ支援会議等を活用し、各居宅介護支援事業所管理者にケース選定を相談する。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・地域の中で居場所と役割を獲得できるよう、本人に対する支援と共に受け皿となる地域の社会資源の後方支援も行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア)、(イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	・三職種が連携を取り、その人なりの活動と参加が可能となる支援を行う
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	・本人の身体機能だけでなく、環境へのアセスメントも行い、QOL向上に向けた具体的目標設定を行う
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	・生活支援コーディネーターとの協働による社会資源の可視化を進める事で、介護支援専門員がプランニングしやすい環境を作る
		4 短期集中予防サービスの活用	・ケアマネ支援会議での報告や導入までのフローの紹介による介護支援専門員への情報提供(年1回)
		5 モニタリングによる業務評価	・モニタリングを行う中で、高齢者の地域活動への推進を図る。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	・チェックリストの活用による早期介入と、短期集中予防サービスの導入数の増加
		2 一般介護予防事業等の情報提供	・一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時)
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	・生活支援コーディネーターとの連携によるサロン代表者との連携強化
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		1 介護予防ケアマネジメント結果の把握	・モニタリングを通じて地域活動への参加状況を把握。地域での居場所を再獲得出来るよう支援を行う。

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	・住民自身が早い段階で介護予防の取り組みが行えるよう、様々な媒体での普及啓発を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)ア、イ(ア)、(イ)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・圏域地区市民センターでの案内掲示 ・民生・児童委員協議会での啓発(随時) ・サロンでの啓発(随時)
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	・出前講座等での情報提供(随時)
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	・圏域の一般介護予防事業所との情報共有(随時)
その他、介護予防普及啓発にかかる取組		1 包括直営の介護予防教室「あんず暮らしの教室」の開催	・年2回、歩行解析アプリによる歩行機能評価と理学療法士による個別指導、さらに介護予防や訪問診療に関する地域の専門職による講和を実施。

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	・住民自らが自身にとって最良の医療は何かを考える事で、主体的に自身の人生をデザインする事が出来るよう側縁的な支援を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・在宅医療・介護連携支援センターとの連携による支援の実施(随時)
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・診療所等との連携による支援の実施(随時)
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	・入院医療機関等との連携による支援の実施(随時)
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	・在宅医療・介護連携支援センター主催の研究会や勉強会への参加(随時)
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	・医療機関等との連携による支援の実施(随時) ・登録医会への参加(年12回)
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 住民に対する在宅医療の啓発	・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) ・在宅医療セミナーの開催(地域づくり協議会との協働)

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
3) 認知症総合支援事業

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3)認知症施策の推進

この事業の実施方針	・圏域内での認知症の早期発見システムとサポート体制の構築
-----------	------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ 2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	・認知症に対する集中支援が必要なケースについて、鈴鹿市認知症初期集中支援チームのつなぎを行う(随時) ・つないだケースについて、必要に応じてフォローが出来るよう、チームとの情報共有を図る。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催 2 認知症ケアパスの普及啓発・活用 3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	・認知症サポーター養成講座の開催: 鈴鹿市認知症初期集中支援チームとの共催(随時) ・相談援助の際に活用 ・認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取組への協力(随時) ・オレンジカフェへの参加 ・スローショッピングへの参加
その他、認知症総合支援にかかる取組	5(1)キ 5(2)ア	1 若年性認知症の支援	・鈴鹿市認知症初期集中支援チームだけでなく、鈴鹿厚生病院のアウトリーチ事業担当者との連携も図る(随時)

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
4) 生活支援体制整備事業

圏域名

鈴鹿第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号		
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス		
この事業の実施方針	・地域での生活支援体制が進むよう、生活支援コーディネーターと協働し住民活動の後方支援を行う。		
事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	・ケアマネ支援会議での生活支援コーディネーターとの意見交換(年4回) ・個別地域ケア会議において出された課題の把握(随時) ・サロン代表者と専門職との意見交換を通じた連携強化(地域ケア圏域会議にて年1回)
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	・協議体への参加:随時
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	・地域づくり協議会への参加:随時
その他、生活支援体制整備にかかる取組		1 居住確保要配慮者の課題に対する支援スキームの構築	・居住確保要配慮者の課題解決に向けた、高齢福祉に理解のある大家さんとの連携(随時) ・居住確保要配慮者の課題解決に向けた、保証会社斡旋に伴う不動産仲介業者との連携(随時) ・鈴鹿市や鈴鹿市社会福祉協議会に対する協力要請。

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名	鈴鹿第2地域包括支援センター
-----	----------------

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	・自立支援に向けたケアマネジメントの推進と同時に、圏域内でのケアマネジメントの継続的確保に向けた協議を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	・本人の能力だけでなく、環境に着目した自立支援に向けたケアマネジメントを行う。 ・住民サービス等、地域の社会資源もプランに位置付けるように意識する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	・利用者の希望を確認したうえで十分な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者への委託を行い、特定の事業者への偏りがないように委託先を選定する ・研修会に替えて適宜ケアマネジメントに必要な情報提供や助言を行う。 ・個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う ・研修会に替えて適宜ケアマネジメントに必要な情報提供や助言を行う。 ・常に複数の指定居宅介護支援事業者との良好な関係を構築しておく。 ・質を担保した上での業務の効率化の推進
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(イ)(ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画 における位置づけ	――

この事業の実施方針	・会議の出席を通じて、圏域内のサービス事業所等との結びつきを密にすると共に地域課題解決に向けた議論を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	・DSアスプラン、GH国府、DSリーふ、DS愛すみよし苑、DSベラコリーナ、DSリソラ鈴鹿、看護小規模多機能居宅介護アルテハイム鈴鹿、等の運営推進会議への参加(随時) ・登録医会への参加(年12回)
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	・年12回
		2 センター合同連絡会への出席	・年6回
		3 専門職部会への出席	・主任ケアマネワーキング年12回、社会福祉士ワーキング年12回、看護師ワーキング年12回、
		4 その他各種研修会への出席	・随時
その他、会議等にかかる取組			

2-(3) その他の取組

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

(1) 災害・感染症対策と対応

令和7年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用するために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	・災害時における圏域での福祉サービスの継続的提供が可能となるよう、その協議を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス 等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険 サービス等が持続的に提供できる 体制の構築 2 感染症発生時にも介護保険 サービス等が持続的に提供できる 体制の構築	・圏域事業所と災害時等のサービスの継続に向けた話し 合いを進める(随時)。
②災害や感染症発生時における情 報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支 援を行える体制の構築 2 感染症発生時に情報発信や 支援を行える体制の構築	・圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKS のグルーブトーク運用
その他、災害・感染症対策にかかる 取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等